

学校の臨時休業中の子どもの緊急的な受入れ期間の延長について

保護者の皆様へ

旭川市では、小中学校の臨時休業期間の再延長に伴い、仕事を休むことができない、他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい場合の対応として、小学生の緊急的な受入を延長して実施する旨、子育て支援部からお知らせがありました。

【実施期間】 令和2年5月11日（月）～5月30日（土）

【受入時間】 8:00～18:30（※受付時間 8:00～9:00）

【実施概要】 平日 8:00～12:00 学校施設での受入れ

平日 12:00～18:30 放課後児童クラブでの受入れ

土曜 8:00～18:30 放課後児童クラブでの受入れ

※仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい場合のみの対応となります。

※発熱や咳等の風邪症状がある場合は受入れできません。

※学校施設での受入れは、事前申込みは不要ですが、受付は毎回必要です。

※放課後児童クラブを利用していない児童が、午後からも利用する場合は、利用前日までに、こども育成課への申込みが必要です。

詳しいことは、次のお知らせを御確認ください。

【保護者向けお知らせ】

- ・旭川市放課後児童クラブ入会児童の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/r2-5-11nyuukai.pdf

- ・旭川市放課後児童クラブを利用していない児童の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/r2-5-11miriyou.pdf

- ・放課後児童クラブが設置されていない学校の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/r2-5-11misetti.pdf

【問合せ先】 こども育成課こども事業係

TEL : 25-9127 FAX : 26-5722